半田市社会教育関係団体登録要綱

（目的）

第１条　この要綱は、社会教育活動を積極的に推進するため、社会教育関係団体の登録について、必要な事項を定めることを目的とする。

（登録要件）

第２条　社会教育関係団体として登録することができる団体は、社会教育法（昭和２４年法律第２０７号。以下「法」という。）第１０条に規定する社会教育関係団体であって、次の要件を備えたものとする。

（１）社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とすること。

（２）原則として１か月に１回以上継続して活動できること。

（３）会則を有し、当該会則の中に役員の規定があること。

（４）自己財源を有し、経理が明確になされていること。

（５）団体の事務所及び主たる活動の場所が半田市内（以下「市内」という。）であること。

（６）代表者は、１８歳以上の市内在住者で、かつ、講師ではないこと。

（７）構成人数が５人以上で、その４割以上が市内に在住、在勤又は在学していること。

（８）会費は、１か月に５，０００円以下とし、講師が主体となり会費を徴収して団体の活動をしていないこと。

（９）講師は会員以外であること。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為は行わないものであること。

（１）営利を目的とした事業又はこれに類する行為

（２）特定の政党の利害に関する行為

（３）公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治的行為

（４）特定の宗教を支持し、若しくは特定の教派、教団を支援し、又はこれに反対する等の行為

（登録の申請）

第３条　社会教育関係団体として登録を受けようとする団体の代表者は、社会教育関係団体登録申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、半田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ申請するものとする。

（１）会則

（２）収支予算書（様式第２号）

（３）会員名簿（様式第３号）

（４）その他教育委員会が必要と認める書類

（登録の決定等）
第４条　教育委員会は、前条の申請を受理したときは、第２条に規定する登録の要件に適合するか否かを審査し、登録の可否を決定するものとする。
２　教育委員会は、前項の規定による登録の可否の決定について、社会教育関係団体登録（決定・却下）通知書（様式第４号）により通知するものとする。
（登録の有効期間）
第５条　前条の規定により登録を決定した団体（以下「登録団体」という。）の登録の有効期間は、登録された日以後の西暦における最初の奇数年３月３１日までとする。
（登録の更新）
第６条　登録の更新を受けようとする登録団体の代表者は、登録の有効期間満了となる日までに、社会教育関係団体登録申請書に第３条の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。
（登録事項の変更又は解散の届出）
第７条　登録団体の代表者は、次に掲げる事項に変更があったとき、又は当該団体を解散したときは、社会教育関係団体（変更・解散）届（第５号様式）とともに、当該変更に係る書類を添えて、速やかに教育委員会へ届け出なければならない。
（１）団体名
（２）代表者
（３）団体の事務所
（４）講師
（５）会則
（登録の取消し等）
第８条　教育委員会は、登録団体が第２条に規定する要件に適合しないと認めたとき、又は前条の届出を怠ったときは、その登録を取り消すことができる。
２　教育委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該団体の代表者に対し、社会教育関係団体登録取消通知書（第６号様式）により通知するものとする。
（事情聴取等）
第９条　教育委員会は、必要があると認めたときは、登録団体の活動について事情を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
（委任）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年１２月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日までに登録を決定した団体は、この要綱の規定により登録されたものとみなす。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

半田市教育委員会宛

社会教育関係団体登録申請書（新規・更新）

半田市社会教育関係団体として登録したいので、関係書類を添えて申請します。

利用者登録番号 （中央公民館利用団体のみ記入）	
ふりがな 団体名	
ふりがな 代表者氏名 （※講師以外）	（電話）
代表者住所	〒475 - 半田市
団体の事務所 （※代表者以外の場合は記入）	□　代表者と同じ 〒 ふりがな 氏名　　（電話）
ふりがな 講師氏名	□　講師はいません
会員数	計　　名（うち市内在住・在勤・在学者　　名）※人数は申請日現在
会費	なし　・　年／月　　円
施設名	半田市立　　公民館　・　半田市立　　地域共創センター
登録期間	年　月　日　～　年　月　日
定期活動日時	毎（第　・　）　曜日　時　分　～　時　分　・　随時
定期活動内容	
定期活動以外の活動内容	※定期活動以外の活動内容（総会、講習会、発表会等）について記入してください。
入会の資格	制限なし　・　制限あり　理由：
連絡先を教えることに	同意する　・　同意しない　理由：

【確認】以下の遵守・留意事項を確認し同意いただける場合は、日付と代表者名をご記入ください。

1 活動の主な目的は、会員の学習、文化芸術、スポーツ等の活動である。

2 登録内容は公開を原則とする。ただし、記載事項の「代表者氏名・電話番号」（団体の事務所がある場合はその電話番号）は、社会教育・生涯学習の目的で照会があった場合のみ公開する。

年　　月　　日　　代表者名

添付書類：会則、収支予算書、会員名簿

様式第２号（第３条関係）

年　　月　　日

年度　収支予算書

団 体 名	

収入の部

項　目	予算額(円)	内　　訳
合　計		

支出の部

項　目	予算額(円)	内　　訳
合　計		

※同じ内容であれば団体で作成した書式で構いません。

様式第３号（第３条関係）

会　員　名　簿

団　体　名	

※会員名簿には講師を入れないでください。

No	役職	氏　　名	住 所（※市外在住で市内在勤・在学者は勤務先・学校の名称と所在地）	市　内			市外
				在住	在勤	在学	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
				計			

※会員が25名を超える場合は、この書式をコピーしてお使いください。

様式第４号（第４条関係）

年　　月　　日

団　体　名：

代表者氏名：

半田市教育委員会

社会教育関係団体登録（決定・却下）通知書

半田市社会教育関係団体の登録を 決定・却下 したので通知します。

決定の場合

団　　体　　名	
利用者登録番号	
登　録　場　所	半田市立　　公民館 ・ 半田市立　　地域共創センター
登　録　期　間	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

却下の場合

理　　由	半田市社会教育団体登録要綱第２条に規定する登録要件に該当しないため （　　）

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

半田市教育委員会宛

社会教育関係団体（変更・解散）届

団　体　名

代表者氏名

下記のとおり変更・解散したので届け出ます。

届出事項	変更　・　解散

※変更の場合、変更箇所のみご記入ください。

	変更前	変更後
ふりがな		
団体名		
代表者	ふりがな 氏　名 住　所　〒 電　話	ふりがな 氏　名 住　所　〒 電　話
団体の事務所	ふりがな 氏　名 住　所　〒 電　話	ふりがな 氏　名 住　所　〒 電　話
ふりがな		
講師氏名		
会則	別紙のとおり	

様式第６号（第８条関係）

年　　月　　日

団　体　名：

代表者氏名：

半田市教育委員会

社会教育関係団体登録取消通知書

半田市社会教育関係団体の登録を取り消したので通知します。

団　　体　　名	
利用者登録番号	
取 消 年 月 日	年　　月　　日
理　　由	１．半田市社会教育団体登録要綱第２条に規定する登録要件に該当しなくなったため （　　） ２．半田市社会教育団体登録要綱第７条に規定する届出を怠ったため